

備忘録ないしは切り抜き帳(その115)

[2019年9月20日(金)]

○昨日の東電旧経営陣に対する東京地裁判決について、今朝の東京新聞は『東電旧経営陣に無罪 「人災」の疑問は残る』と題する社説で以下のように論じていた。「東京電力の旧経営陣は「無罪」-2011年の福島第一原発事故で検察審査会が強制起訴した裁判だった。本当に予想外の事故だったのか疑問は残る。事故の3年前まで時計の針を戻してみよう。国の地震予測である「長期評価」に基づく津波の試算が、最大15.7メートルにのぼるとの報告がなされた。東電社内の会合で元副社長に「『(津波想定)水位を下げられないか』と言われた」-担当していた社員は法廷で驚くべき証言をした。元副社長は否定し、「そもそも長期評価は信頼できない」と反論した。◆「力が抜けた」と証言 社員は、「津波対策を検討して報告するよう指示された」とも述べた。だからその後、防潮堤を造る場合は完成までに4年を要し、建設に数100億円かかるとの報告をしている。元副社長は、「外部機関に長期評価の信頼性を検討してもらおう。『研究しよう』と言った」と法廷で応じている。てっきり対策を進める方向と思っていた社員は「想定外の結論に力が抜けた」とまで証言した。外部機関への依頼は、対策の先送りだと感じたのだろう。実際に巨大津波の予測に何の対策も講じないまま、東電は原発事故を引き起こしたのである。この社員は「時間稼ぎだったかもしれないと思う」「対策工事をしない方向になるとは思わなかった」とも証言している。社員が認識した危険性がなぜ経営陣に伝わらなかったのか。あるいは対策の先送りだったのか。これはぬぐえぬ疑問である。旧経営陣の業務上過失致死傷罪の責任を問うには、(1)原発事故との因果関係 (2)大津波などが予見できたかどうか (3)安全対策など結果回避義務を果たせたか- この3点がポイントになる。◆電源喪失予測もあった 東京地裁は争点の(2)は「敷地高さを超える津波来襲の予見可能性が必要」とした。(3)は「結果回避は原発の運転停止に尽きるが、原発は社会的有用性があり、運転停止だと社会に影響を与える」ため、当時の知見、社会通念などを考慮しての判断だとする。原発ありきの発想に立った判決ではないか。「あらゆる自然現象の想定は不可能を強いる」とも述べたが、それなら災害列島に原発など無理なはずである。宮城県に立地する東北電力女川原発との違いも指摘したい。女川原発が海拔15メートルの高台に建てられたのは、869年の貞観地震を踏まえている。だから東日本大震災でも大事には至らなかった。2008年の地震予測「長期評価」が出たときも、東北電力は津波想定の見直しを進めていた。ところが、この動きに対し、東電は東北電力に電子メールを送り、津波対策を見直す報告書を書き換えるように圧力をかけた。両社のやりとりは公判で明らかにされた。「危険の芽からは目をそらすな」-それは原発の事業者にとって常識であるはずだ。旧ソ連のチェルノブイリ事故が示すように、原発でいったん事故が起きれば被害は極めて甚大であり、その影響も長期に及んでしまう。それゆえ原発の事業者は安全性の確保に極めて高度な注意義務を負う。最高裁の四国電力伊方原発訴訟判決でも「(原発の)災害が万が一にも起きないように」と確認されていることだ。「最大15.7メートルの大津波」という重要なサインが活かされなかったことが悔やまれる。2004年にはスマトラ沖地震の津波があり、インドの原発で非常用海水ポンプが水没し運転不能になった。2005年の宮城県沖地震では女川原発で基準を超える地震動が発生した。これを踏まえ、2006年には旧経済産業省原子力安全・保安院と電力会社による勉強会があった。そのとき福島第一原発に敷地高1メートルを超える津波が来襲した場合、全電源喪失から炉心損傷に至る危険性が示されている。勉強会が活かされたらとも悔やむ。防潮堤が間に合わなくとも、電源車を高台に配備するなど過酷事故対策が考えられるからだ。福島第一原発の非常用電源は地下にあり、水没は容易に発想できた。国会事故調査委員会では「明らかな人災」と厳しく非難している。今回の刑事裁判は検察が東電に自宅捜索さえ行わず不起訴としたため、市民の検察審査会が二度にわたり「起訴すべきだ」と議決したことによる。37回の公判でさまざまな事実関係が浮かんだ意義は大きい。◆地震の歴史は繰り返す 安全神話が崩れた今、国の原発政策に対する国民の目は厳しい。歴史は繰り返す。地震の歴史も繰り返す。重大なサイン見落としによる過酷事故は、やはり「人災」にも等しい。繰り返してならぬ。苦い教訓である。」

○“NHK NEWS WEB”が報じている『詳報 東電刑事裁判「原発事故の真相は」』によれば「東京電力の旧経営陣3人が福島第一原発の事故を防げなかったとして、検察審査会の議決によって強制的に起訴された裁判。東京地裁は3人に無罪の判決を言い渡しました。これまでの審理で証拠調べや21人のぼる証人尋問、被告人質問が行われ、検察官役の指定弁護士は3人に「禁錮5年」を求刑していました。一方、弁護側



は無罪を主張していました。初公判から判決まで、2年3ヵ月にわたる裁判の詳細な記録です。」との前書きに続いて、以下のような「判決の概要」が紹介されている。

<主文> 被告人らはいずれも無罪。

<主な争点> 過失により人を死傷させたとして業務上過失致死傷罪が成立するためには、人の死傷の結果の回避に向けた注意義務、すなわち結果回避義務を課す前提として、人の死傷の結果、及びその結果に至る因果の経過の基本的部分について、予見可能性があったと、合理的な疑いを超えて認められることが必要である。本件の主たる争点は、被告人らにおいて、福島第一原子力発電所(本件発電所)に一定以上の高さの津波が襲来することについての予見可能性があったと認められるか否かであり、前提として、①どのような津波を予見すべきであったのか、②津波が襲来する可能性について、どの程度の信頼性、具体性のある根拠を伴っていれば予見可能性を肯認してよいのかという点に争いがある。

<予見可能性の考え方> 前記①については、本件発電所に10m盤(小名浜港工事基準面からの敷地高さ)を超える津波が襲来することの予見可能性が必要である。前記②については、問題となっている結果回避措置を刑罰をもって法的に義務付けるのに相応しい予見可能性として、どのようなものを必要と考えるべきかという観点から判断するのが相当である。本件で問題となる結果回避義務は、平成23年3月初旬までに本件発電所の運転停止措置を講じることに尽きている。ところで本件事故の結果が誠に重大であることは明らかであって、本件で問題となっているのは、このような重大な結果の発生を回避するための結果回避義務であるということ、まずもって考慮する必要がある。しかしながら、他方において、現代社会における電力は、ライフラインの一つであって、本件発電所はその一部を構成しており、小さくない社会的な有用性が認められ、その運転停止措置を講じることとなれば、地域社会にも一定の影響を与えるということも考慮すべきである。また、運転停止という作為がどのような負担、困難等を伴うものであるのかについても考慮して然るべきと考えられる。結果の重大性を強調するあまり、自然現象について想定し得るあらゆる可能性を考慮して必要な措置を講じることが義務付けられるとすれば、法令上その設置、運転が認められているにもかかわらず原子力発電所の設置、運転に携わる者に不可能を強いる結果となる。前記津波襲来の可能性があるとする根拠の信頼性、具体性の程度については結局のところ前記のような結果回避義務の内容、性質等を踏まえ、原子炉の安全性についての当時の社会通念を中心として、平成23年3月初旬の時点までにおいて、どのような知見があり、本件発電所の安全対策としてどのような取組が行われ、本件発電所がどのような施設として運用されてきたのかなども考慮した上でこれを決するほかない。

<予見可能性判断の前提となる事実関係> 原子力事業者には法令上の義務又は自主的な対策として、国の示す安全確保のための指針等に従い、原子炉による災害のリスクを常に最大限低減したレベルでの安全性確保が求められていた。そのような中で、東京電力は本件発電所について法令上の許可を得た上で設置、運転していたことは勿論、安全対策の面でも必要と判断される対応をしてきており、本件発電所は地震及び津波に対する安全性を備えた施設として適法に設置、運転されてきた。もっとも東京電力は「長期評価」の見解に対しては継続的に検討こそしていたものの、その信頼性には疑義があるとして、これを直ちに安全対策に取り入れるには至らなかった。一連の事実経過に照らすと、10m盤を超える津波襲来の可能性に関する情報として被告人らが接したものはM8を超えるプレート間大地震(津波地震)が三陸沖北部から房総沖の海溝寄り領域内のどこでも発生する可能性がある旨の「長期評価」の見解であり、被告人ら3名の予見可能性を検討する上では、「長期評価」が決定的に重要な意味を持っていた。

<「長期評価」の信頼性> 「長期評価」は具体的な根拠を示さず、そのため専門家、実務家、内閣府によって疑問が示され、一般防災にも取り込まれず、保安院による安全審査等にも取り込まれないなど平成23年3月初旬の時点において客観的に信頼性、具体性があったと認めるには合理的な疑いが残る。

<運転停止措置の容易性又は困難性> 法令に基づく運転停止命令を受けておらず、事故も発生していない状況において本件事故を回避するような方法で、本件発電所の運転を停止するのは、手続的にも技術的にも相当な負担と困難を伴うものであった。

<予見可能性の検討> 原子炉の安全性確保についての原子炉等規制法、及びこれを受けた審査指針等における規制の在り方からすると、平成23年3月初旬の時点においては、最新の科学的、専門的知見を踏まえて、合理的に予測される自然災害を想定した安全性の確保が求められていたものと解される。運転停止という結果回避措置それ自体に伴う手続的又は技術的な負担、困難性も併せ考えれば、本件発電所に10m盤を超える津



波が襲来する可能性については、当時得られていた知見を踏まえて合理的に予測される程度に信頼性、具体性のある根拠を伴うものであることが必要であったと解するのが相当である。被告人ら3名は、条件設定次第では10m盤を超える津波が襲来するとの数値解析結果が出る、もしくはそのような津波襲来の可能性を指摘する意見があるということは認識しており、10m盤を超える津波の襲来を予見する可能性がおよそなかったとはいいい難い。しかしながら、一連の事実経過を踏まえて考えても、被告人ら3名はいずれも平成23年3月初旬までの時点においては、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性について、信頼性、具体性のある根拠を持っているとの認識がなかったとみざるを得ない。加えて、他の原子力事業者、原子力安全に関わる行政機関、防災対策に関わる行政機関や地方公共団体のいずれもが「長期評価」を全面的に取り入れることがなく、東京電力社内、他の原子力事業者、専門家、行政機関のどこからも「長期評価」の見解に基づいて直ちに安全対策工に着手し、これが完了するまでは本件発電所の運転を停止すべきである旨の指摘がなかったことに照らせば、被告人ら3名にとって、数値解析結果が出たからといって直ちにこれに対応した対策工に着手し、対策工が完了するまでは本件発電所の運転を停止しなければ本件発電所に10m盤を超える津波が襲来し、炉心損傷等の重大事故につながる危険性があるとの認識は持ち得なかったとしても不合理とはいえない。そして、このことは、これら関係者にとっても同様であったとみるべきであって、平成23年3月初旬までの時点における原子力安全対策の考え方からみて被告人ら3名の対応が特異なものであったとはいいい難く、逆に、このような状況の下で、被告人ら3名に、10m盤を超える津波の襲来を予見して、対策工事が完了するまでは本件発電所の運転を停止すべき法律上の義務があったと認めるのは困難というべきである。以上のとおり、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性について被告人ら3名がそれぞれ認識していた事情は当時の知見を踏まえ、上記津波の襲来を合理的に予測させる程度に信頼性、具体性のある根拠を伴うものであったとは認められない。したがって、被告人ら3名において、本件発電所の運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性があったと認めることはできない。指定弁護士は、被告人らが一定の情報収集義務を尽くしていれば、10m盤を超える津波の襲来は予見可能であった旨主張するけれども、被告人らが更なる情報の収集又は補充を行っていたとしても、上記津波が襲来する可能性につき、信頼性、具体性のある根拠があるとの認識を有するに至るような情報を得ることができたと認められない。

<結語> 事故発生の可能性がゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じるということ、社会の選択肢としては考えられなくはない。しかしながら、少なくとも本件地震発生前までの時点においては、賛否はあり得たにせよ、当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制等の在り方は絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない。被告人ら3名は、本件事故発生当時、責任を伴う立場にあったが、だからといって発生した事故について、法令上の規制等の枠組みを超えて、当然に刑事責任を負うということにはならない。被告人らにおいて、本件公訴事実に係る業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性があったものと合理的な疑いを超えて認定することはできず、本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、被告人らに対しいずれも無罪の言渡しをする。以上

☒ 裁判の文章は読み難いことこの上ない。これを本当に論理的記述と呼んで良いものだろうか。これから高校の国語教育では、文学作品など鑑賞せずに、専らこのような論理的記述を勉強させられることになるらしい。国語教育の問題とも大いに関係するが、この手の判決文が判りにくいのは、自分がすでに下した結論に向って、読者を強引にでも誘導しようとする理屈を捏ねるところにある。「…というべきである」「…とは認められない」「…とみざるを得ない」などの多用は、この論法が独断と偏見に満ちていることの証であろう。

[2019年9月25日(水)]

○一昨日の東京新聞に『熱い迷言? 小泉節、よく聞くと意味不明… 「言いそうなこと」盛り上がるネット』と題する記事があったので、以下に転載させて頂く。「父親譲りの熱のこもった演説で知られる小泉進次郎環境相=写真=だが、よく聞くと意味が通らない発言が目立つとツイッター上で話題になっている。「赤を上げて、白を下げないとどうなると思いますか? そう、赤と白が、上がるんです」といった小泉氏が「言いそうなこと」を想像した投稿が相次ぎ、面白さを競い合う「大喜利」状態だ。「年末年始。年の瀬。師走。こういう言葉を聞くたびにね、いつもこう思ってきました。もうすぐ新年だな、と」「皆さん、私はみなさんに、12時の7時間後は7時であり、19時でもあるということをお伝えしたい」。これらはハッシュタグ「#進次郎さんにキリッと朗読してほしいコメント」を付けたツイートの一部だ。「最高!」「声を出して笑ってる」などの感想も寄せられ



ている。小泉氏は11日の環境相就任後、発言が報じられる機会が増加。福島県いわき市で17日、記者団に東京電力福島第一原発事故による汚染土の最終処分場について問われた際には「30年後の自分は何歳か、発災直後から考えていた。健康でいられたら(県民との)その30年後の約束を守れるかどうかの節目を見届けることができる政治家だと思う」と答えた。この発言を捉えて「30年後、私は何歳になっているんだろうか。これ、誰にもわからないと思いますよ」との書き込みも。「本家ほど意味不明のことを言ってる人は、まだない!本家つよいな!」と面白がる人もいた。政治アナリストの伊藤惇夫さんは「話術は優れているが中身は空疎だ。原発事故の汚染水についても謝罪はしたが、国や環境相として今後どう対応するかが発言からは分からない」と指摘。「国会答弁などで真価が問われるのはこれからだ」と注目する。「小泉進次郎の話す力」の著作があるハリウッド大学院大の佐藤綾子教授(パフォーマンス心理学)は「話し方が回りくどくなるのは足をすくわれたいための防衛反応だ。用意して臨む会見では明瞭に話すか、突然の質問の場合、真意を明らかにしない姿勢は、大臣になっても変わらないだろう」と話している。」
☞ 話術で民衆を惹きつける力はさすがであるが、そろそろ民衆は、その中身が全く何もないことに気が付きはじめたのではないか。かつて田中真紀子氏にも感じたことであるが。

- 今朝の東京新聞では『「あなたたちは目を背け続けている」グretaさん、若者らの怒り代弁』が注目された。以下に転載させて頂きたい。「[ニューヨーク発] 母国スウェーデンで地球温暖化対策を訴えるための座り込みを続け、世界に共感を広げてきた環境活動家グreta・トゥンベリさん(16)。23日、米ニューヨークの国連本部で開かれた首脳級会合「気候行動サミット」に出席し「あなたたちは私たちを見捨てようとしているのです」と未来を担う若者らの怒りを代弁した。「あなたたちは、(気候変動の)緊急性を理解していると言います。でも、いくら悲しくても怒っても、私はそれを信じたくないので。なぜなら、もし本当に現状を理解しているのに行動を起こしていないとしたら、あなたたちは悪です。信じたくありません」。化石燃料を使い環境負荷の大きい飛行機ではなく、温暖化ガスを出さないヨットで欧州から15日間かけて大西洋を渡ってきた。この日は世界のリーダーらを前に、怒りに震えていた。「私はここではなく、学校に戻るべきです。あなたたちは空疎な言葉で私の夢や子ども時代を奪っているのです」。気候変動は、30年以上に及ぶ科学的に明白な事実だったとトゥンベリさんは主張。「あなたたちは、目を背け続け、目に見える何の政策も解決策もなく、よくもここに來られたものですね」と皮肉り、「若者はあなたたちの裏切りに気づき始めています」と、あらためて行動を迫った。トゥンベリさんを含む8~17歳の16人は同日、気候危機に対する各政府の不作為が子どもの権利を侵害しているとして、国連子どもの権利委員会に救済を申し立てた。トゥンベリさんは「最悪の結果を避けるには、いま行動する必要があります」と訴えている。」



23日、米ニューヨークの国連本部でトランプ大統領を見るスウェーデンのグreta・トゥンベリさん=ロイター・共同

[2019年9月26日(木)]

- 以前から成り行きを注目している、台風15号で倒壊したゴルフ練習場の鉄柱被害について、『鉄柱撤去いつ… 憤る住民 天井に穴 雨水でカビ「もう住めないかも」』との見出しでその後の様子が報じられていたので、以下に転載させて頂く。「台風15号の強風でゴルフ練習場の鉄柱が倒壊した千葉県市原市の現場は、今も鉄柱が住宅を押しつぶすように倒れたままになっている。被害から2週間以上たったが、撤去の見通しは立っておらず、避難生活を送る住民は「いつまでこのままなのか」といら立ちを募らせる。「早く撤去しないとさらに崩れるかもしれない。なぜこんなに時間がかかるんだ…」。住民の細野実さん(62)は、自宅の2階に食い込みひしゃげた鉄柱を見上げた。ここに住んで16年。「もう住めないかもしれない」とため息をついた。被害があったのは、9日未明。練習場のネットを固定する高さ30~40メートルの鉄柱10数本が強風にあおられ、幅110メートルにわたって10数軒を覆うように倒れた。ほとんどの住宅で屋根や2階部分などが大破した。細野さん宅は、鉄柱1本が2階の寝室を直撃。布団で就寝していた妻の横約1メートルに、鉄柱が突き破ってきた。1階にいた細野さんはすぐに2階に上がり妻を救出。「天井に穴があり、真っ暗な空が見えた。なにが起きたのかしばらく理解できなかった」。2階の別室にいた長男は無事だった。放置された鉄柱のため、自宅前の市道もふさがれたまま、車で近づくことすらできない。「穴の開いた2階寝室には雨水がたまり、カビが広がり始めています」。一家は今、市



住宅を直撃し、2週間以上撤去されずに放置されているゴルフ練習場の鉄柱=いずれも 23日、千葉県市原市で

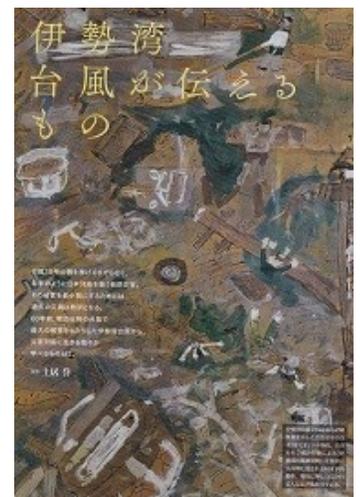
内にある妻の実家に身を寄せている。複数の住民によると、練習場の経営者の女性は11日、詰め掛けた住民に対し、鉄柱を撤去すると説明したが、その後、具体的な日程などは示されていない。経営者は24日、本紙の取材に「撤去をする考えはあるが、日程などについて今の段階で言えることはない」と話した。市原市によると、21日には業者による現地調査が行われた。住民によると、解体業者による住民向けの説明会が26日夜に開かれる予定だという。◆経営者側一転「補償できない」 被害を受けた住宅の補償は、生活再建に向けた大きな課題となる。複数の住民によると、練習場の経営者は当初「住宅の修繕費なども補償する」と説明したが、後日、練習場運営会社の代理人弁護士が「自然災害なので補償できない」と態度を転換。住民の不安を加速させている。不動産トラブルに詳しい秋山直人弁護士によると、今回のケースでは、鉄柱やネットの管理に不備や過失があったかが損害賠償責任の有無を分けるという。現在、国土交通省などが倒壊の原因について調査しており、その焦点の一つが施設の老朽化だ。今回の倒壊では、鉄柱とコンクリートの基礎部分を固定するボルトが複数の場所で破断しており、練習場側が適切な点検や管理を行っていたかが問われることになる。台風15号では、市原市と隣接する千葉市中央区で観測史上第一位の最大瞬間風速57.5メートルを観測。通常予想を超える暴風が原因で倒壊したと判断されれば、損害賠償を請求することは難しくなる。仮に練習場側に損害賠償責任を問えない場合、住民は火災保険で対応することになるが、補償の範囲は保険の契約内容によってさまざま。住宅に被害を受けた住民の男性は「駐車場から車を出せず、レンタカー代もかさんでいる。保険がどこまで適用されるか不安だ」と話した。」



鉄柱の残骸をよけながら、自宅から荷物を運び出す細野実さん

○同じく東京新聞に、『台風当日 対策本部解散 千葉市「停電長期化ない」2日後再設置』と題する社会面の記事が掲載されていた。「台風15号の影響で停電や家屋損壊などの被害を受けた千葉市で、台風が上陸した9日朝に設置された災害対策本部が、同日中に一時解散されていたことが、市への取材で分かった。当時、同市では大規模な停電が発生していた。市の担当者は「これほど停電被害が長期化するとは思っていなかった」と話した。市は9日午前5時半ごろ県が発表した土砂災害警戒情報を受け、災害対策本部を設置。同日午前11時ごろに警戒情報が解除されたため、午後3時ごろに対策本部を解散した。担当者によると、市はこの時点で市内の約9万戸で停電が続いていることを認識していたが、11日中に全面復旧するとの東京電力の情報から、停電は長期化しないと判断したという。しかし、その後に東京電力による停電解消の見通しが立たないことが判明し、11日午前9時半に再度、対策本部を設置した。熊谷俊人市長は12日に「楽観的な見通しを発表するのは被災者のためにならない。できる限り最悪の事態を想定し、情報発信を」と東電に苦言を呈していた。市危機管理課の担当者は対策本部を一時解散したことについて、「解散後も職員の警戒態勢は崩さず、24時間対応できていた」としつつ「市としても当初の停電の見通しは甘かったと言わざるを得ない。東電の情報と実情が異なっているのも感じてはいた。教訓にしなければならない」と述べた。(署名記事)」

○今朝の東京新聞社説に『伊勢湾台風から60年 語り続けて、いつまでも』と題する論説が掲載されていたので、以下に転載させて頂く。「東海地方などで5000人以上が犠牲になった伊勢湾台風の上陸から、26日で60年。体験を語り続けることが悪夢を繰り返さない方策の一つでもある。<ちよろちよろどろ水が入ってきたとたん、タタミがふわっとうきだしてきました。おとうさんが、みんなをかかえて、台所へ行きました。その時、妹の節ちゃんが「おとうちゃん、怖い」とさげびました。その声が終わりになるとは思いませんでした> ◆涙、涙の作文 名古屋市南区柴田町の元学習塾経営加古美恵子さん(70)は、小学校4年生で伊勢湾台風に遭い、一家6人のうち両親と妹ら5人を失った。引用させていただいたのは、濁流の記憶と、自分だけが奇跡的に助かったいきさつを被災直後に「涙、涙で一気に書いた」(加古さん)という作文である。<おとうさんは私たちをだきかかえて、何もつかまらずに、ながれていきました。ふと気がつくとおかあさんがいません。私は「おかあちゃんがない。材木の下になった」とさげびましたが、どうしようもありません> 伊勢湾台風では、最高3.89メートルの高潮が押し寄せて、堤防が決壊。名古屋港の貯木場3カ所から数10万トンの木材が流出し、洪水とともに住宅街を襲って被害を増した。当時の新聞には「木材は、水車のように縦に回って家々を襲った」とある。<私は二度しずみしました。二度目に、思わず妹につかまっていた手をはなしてしまいました。しばらく流されていってそばを流れていた材木にしがみつまま



週刊新潮 9月26日号に掲載された『伊勢湾台風が伝えるもの』の特集記事。詳細については同誌を参照されたい。

した。それから「おとうちゃん、おかあちゃん」と父母をよびましたが何も返事がありません> 15年ほど前から、毎年9月26日に母校の同市立白水小学校に招かれ、台風の体験を話している。「家族を失い、思い出したくない一夜です。でも誰かが語り継がねば、の思いで」。作文にはないが、流されるとき濁流は大きな渦を巻いていたという。くふと気がつく、私がかまっている材木にもうひとり男の子もつかまっています。(1キロほど一緒に流された後)北の方にトラックがあり、のっている人がかいちゅう電とうでてらしていました。「助けてー」とさけびトラックにとびのると、おとうさん、おかあさん、妹たちの事が思い出されてなってきました> 男の子とはトラックにたどり着いた際に、はぐれた。「私は、運が良かったのでしょうか」と加古さんは自問自答する。「みんなの分も頑張らないと、と一生懸命生きてきた」。きょう26日も、白水小で体験を語る。◆スーパー伊勢湾台風 これを「社会が未発達だった60年前の出来事。今はそんなことは起きない」と見なすことはできるのだろうか。答えは「否」のようである。国土交通省中部地方整備局は、日本で最大規模の台風(1934年室戸台風、上陸時910ヘクトパスカル)が伊勢湾台風と似た経路をたどる「スーパー伊勢湾台風」が来襲しうると想定。同局などによる「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」(TNT)は死者最大2400人、被害額は20兆円にのぼると予想する。被害は伊勢湾台風と同じく、海拔ゼロメートル地帯が中心になる。伊勢湾岸で336平方キロあり、90万人が住んでいる。東京湾岸に116平方キロ(176万人)、大阪湾岸にも124平方キロ(138万人)あり、東京圏や大阪圏にスーパー伊勢湾規模の台風が来れば、甚大な被害が予想される。伊勢湾台風を契機に名古屋港には沖合の高潮防波堤などが整備された。大同大の鷲見哲也教授(流域水文学)は「伊勢湾並みなら高潮は何とかガードできそう。しかしスーパー伊勢湾では守り切れない」と話す。「貯木場は移設されたが、路上や駐車場、港で輸出を待つ自動車が濁流に乗り“凶器”になり得る」と危惧する。◆行政は早めの手を打て 避難が大切。しかし、60年前の加古さんたちに、適切な避難勧告・指示は出なかった。もっと早く避難できれば犠牲者は減らせただろう。名古屋南部の惨状を把握できていなかった行政の初動の遅れである。実際、愛知県碧南市の碧南干拓地では、日没までに全住民455人が避難し犠牲者はなかった。TNTはスーパー伊勢湾の場合「上陸9~12時間前に避難指示」を求めている。今月、千葉県などを襲った台風15号による強風では、大規模な停電や行政の初動の遅れなどで、住民の不自由な生活が長期化している。水害が猛威をふるった伊勢湾台風との対比は難しいが、60年たっても課題は同じに見える。早め早めの手を打つことだ。」

[2019年9月27日(金)]

○今朝の毎日新聞に『高市総務相「介入ではない」 かんぽ不正販売問題報じたNHK番組巡り』との記事が掲載されていたので、以下に転載させて頂く。「高市早苗総務相は27日午前の記者会見で、かんぽ生命保険の不正販売問題を報じたNHKの番組を巡り、日本郵政グループからの要求を受けてNHK経営委員会が上田良一会長を嚴重注意した対応について「個別の放送番組や番組編集について述べたものではない」と述べ、問題はないとの認識を示した。高市氏は26日に毎日新聞が問題を報じたことを受け、総務省の担当局長を通じてNHK経営委員に事実関係のヒアリングを行ったという。放送法32条は経営委員が個別番組の編集へ介入することを禁じているが、高市氏は「これに反した行動を取ったものではない」と語った。また「現時点では、会長に対する注意は経営委員会の権限の範囲内で行われたものだった」との認識も示した。問題を巡っては、NHKが昨年4月「クローズアップ現代+ (プラス)」を放送して不正販売問題を追及。これを受けて7月に郵政側がNHKの上田会長宛てに抗議した。その後、番組幹部から「番組制作の責任は会長にはない」と説明を受けた郵政側が「ガバナンス体制の検証」をNHK経営委員会に求め、経営委が上田会長に嚴重注意していた。(署名記事) ☞ かんぽ生命保険の不正販売は悪質極まりない組織犯罪であり、これを国民のために報道した「クローズアップ現代+ (プラス)」の対応は、賞讃されることはあっても非難されることではない。おかしいのはNHK経営委員会の方であり、これに便乗して自論を振り回す高市早苗総務相は、以前から報道管制を臭わせてマスメディアを支配下に置こうと画策している。マスメディアの皆さんには、どうか安倍官邸ではなく国民の知る権利のために頑張って戴きたいものである。



開議に臨む菅義偉官房長官(中央左)、高市早苗総務相(同右)ら
=首相官邸で2019年9月27日午前10時

[2019年9月28日(土)]

○昨日の“かんぽ不正販売問題”を報じる東京新聞の『かんぽ、法令違反940件 虚偽説明や不利益隠蔽』と題

する記事を以下に転載させて頂く。これを組織犯罪と言わずして何と言おうか。「かんぽ生命保険と日本郵便による保険の不正販売で、保険業法などの法令違反が少なくとも940件に上ることが分かった。顧客に虚偽の説明をしたり、不利益な契約であることを知りながら隠蔽したりしていたことを27日までの社内調査で確認した。これとは別に、80歳以上の高齢者を勧誘するなどの社内規定違反も3260件程度あった。顧客に不利益を与えた疑いがあるとして公表した約183,000件の契約のうち、調査を終えたのは全体の4割弱に当たる約66,000件にすぎず、法令や社内規定に違反した件数は膨らむ公算が大きい。営業担当者からの聞き取りを重ね、違反の裏付けを急ぐ。日本郵政グループは、保険料の払い戻しなど顧客への金銭補償に応じる方針だが、信用は失墜しそうだ。日本郵政の長門正貢社長、日本郵便の横山邦男社長、かんぽ生命の植平光彦社長が30日にそろって記者会見し、不正販売の中間報告として発表する。調査は28日以降も続くため違反件数は変動する可能性もある。かんぽ生命は金融庁に対し、2018年度の法令違反が22件だったと報告していた。今回の調査は2018年度までの5年間で対象で、長年にわたり悪質な不正が蔓延していたことになる。法令違反の中には契約書類の偽造もあったとみられる。こうした不正販売により、保険の乗り換えで新旧の保険料を二重で徴収したり、一時的に顧客を無保険状態に陥らせたりしていた。」
 高市総務相はこのように日本郵政グループの不正を知りながら、それでもなおNHK経営委員会の側に立って報道規制をするつもりらしい。とんでもない総務大臣がいたものである。



[2019年9月29日(日)]

- 今朝の東京新聞筆洗を、以下に転載させて頂きたい。「丸い玉子も切りやうで四角 ギッチョンチョン ギッチョンチョン もの言ひよで角が立つ」。「ギッチョンチョン」は1869(明治2)年発表の端唄で、ずいぶんはやったらしい▼「もの言ひよで角が立つ」。世間を渡るコツか。関西電力も角が立たぬ言い方を必死で考えたのかもしれない。八木誠会長を含む役員ら6人が、福井県高浜町の元助役から怪しげな金品を受け取っていた問題である。金をもらったとはよほど言いたくなかったか「一時的に個人の管理下で保管していた」▼元助役は町の顔役で金を突っ返せば、関係が悪くなると考え、やむなく「保管」していたと言いたいのだろうが、その「言ひよ」は世間には通用しまい▼金を渡した側からすれば、関電側がもらおうが、保管しようが、結局は同じことで、元助役は金を手にした人物に対し、強い影響力を持つことができるだろう。考えてみれば分かる。お金をきっぱりと断れぬ倫理観の低い人物が、元助役の依頼をきっぱりと断れるかどうか▼案の定とは言わぬが、元助役の金の出どころだった建設会社は関電の原発関連工事で短期間に売り上げを急増させているという▼丸い玉子も切りやうで四角だが、玉子であることに変わらぬ。どんな言い方をしても、それは袖の下の類いではなかったか。会長は辞任しないそうである。別の「言ひよ」を考えた方がよい。」
- 同じく東京新聞社説の『週のはじめに考える さあ、本屋に行こう』を以下に転載させて頂く。「冠につく言葉で思い浮かぶのは「プラハの」春とか「金鳥の」夏とか「核の」冬とか、ほかの季節は、まあ、そんなところですが、秋は別格。「食欲の」「スポーツの」「芸術の」と多彩です。そして、本稿が寄り掛かるのは「読書の」一。しかし、読書の周辺、活字文化の現状を眺めれば、何ともお寒い状況というほかありません。新聞でも書店の窮状が繰り返して伝えています。各紙記事によれば、書店の数は1990年代、全国で2万2,3千軒あったのに、もう1万軒ほどが閉店しており、「無書店自治体」も増えているといえます。何というか、むしろ「読書の冬」の趣…。◆「読書時間ゼロ」5割 書店苦戦の理由はいくつもありそうですが、フランス政府が重く見たのはインターネット通販の影響でした。数年前、小規模書店保護を目的に、ネット書籍販売での配送料無料サービスを禁止する法案が議会で可決されました。米ネット販売大手を意識したいわゆる「反アマゾン法」。当時、文化相は「わが国が持つ本への深い愛着を示した」と語っています。ほかにもっと端的な理由を探すなら、やはり「活字離れ」ということになりましょう。昨年2月、全国大学生協連が発表した学生生活実態調査の結果は衝撃でした。電子書籍も含め1日の読書時間が「ゼロ」という学生が5割を超えていたのです。今年公表された数字でも48%。状況は変わっていません。フランス流が最良だとは言いませんが、書店がどんどん消えていく、若い世代から読書の習慣が失われつつある、という事態はやはり「国難」ととらえるべきでしょう。しかし、わが国政府に危機感を感じない。というより、それをよしとしている節さえあります。◆「文学なき国語教育」文科省が打ち出した国語教育改革。2022年度に変わる高校の学習指導要領や、2021年からの大学入学共通テストの「国語」で実用が重視され、文学が激減すると懸念が強まっています。教科書で読んだ作品から、ある作家への興味が広がった、といった経験をお持ちの方も少なくないはずですが本紙で日大文理学部長の紅野謙介氏が解説しているところによれば、必修の「現代の国語」には、小説など

のフィクションや詩歌は入らない。法律や契約をめぐる実用的な文章を中心とした教材になりそうだといえます。もう一つの必修「言語文化」も7割が古典で、近代の評論、小説を読む機会は圧倒的に減るらしいのです。なぜ実用に傾いたのか。紅野さんはこう言っています。「政財界の要望でしょう」 実用性の高い論理的読解力を重視するという発想のようですが、『文学界』9月号の特集「『文学なき国語教育』が危うい!」では、現役高校教師たちが「文学で論理は十分学べる」と訴え、地球物理学者が理系的な問題発想や思考には文学や芸術の「感性や美意識」こそが必要だと語っています。さらに、2015年に国立大学に対して出された文科相通知の一件へと想は連なります。人文系学部の廃止や社会的要請の強い分野への転換を求めたのです。

「社会的要請」とはつまり「政財界の要望」？ 国立大の人文系学部長らの会議が抗議の声明を出すなど「文系軽視」への批判が起りましたが、既に文学部廃止などの変化が起きているようです。活字文化の一端を担い、本同様「離れ」に苦しむ新聞も含めるならば、もっと端的なメッセージがあったことにも思い当たります。「新聞を読まない人は自民党支持者」。麻生副総理のご託宣です。確かに、日本語でも英語でも「読む(read)」には「見抜く」の意味があります。そう考えてくると、政権の側にあるのは、ただ経済への貢献重視という発想ではない気がしてきます。「本や新聞を熱心に読む国民は、やっかいだ」という底意を読み取るのは穿ち過ぎというものでしょうか。◆書店主フィクラー でもまあ、そうであってもなくても、私たちが本を「読む」べきなのは間違いないでしょう(できれば、新聞も!)。難しい話は別にしても、泣かせ、笑わせ、考えさせてくれて、知らない世界へと目を見開かせてくれる。そんな経験をしない方がいい、という理由は見当たりません。最後に、本と書店にまつわる、お薦めの一冊。『書店主フィクラーのものがたり』(ガブリエル・ゼヴィン著、早川書房)です。2016年の本屋大賞・翻訳小説部門一位の作品ですが、作中にこんな言葉が。「本屋のない町なんて、ほんとうの町じゃない」。さあ、地元の書店へ行きましょう。」☺ 筆者の住む急行電車が止まる私鉄駅でも、本屋さんの数は次第に減って、現在はたったの1軒になってしまった。古本屋もすでに数年前に消えてしまった。最近、京橋の丸善で欲しかった本がすべて手に入って感動したばかりであるが、「書棚にない本は注文すればすぐに入荷します」と平然としている近所の本屋さんは、本を探して読む楽しさが理解できないものと思われる。わが町が文化から遠ざかりつつあることを痛感させられた次第である。

[2019年10月2日(水)]

○今日の東京新聞夕刊に『放送トップ 謝罪文手渡し 保険不正報道 NHK、郵政抗議に』と題する記事があったので以下に転載させて頂く。余りにも情けないNHKの対応に言葉もない。「保険の不正販売問題を報じた番組を巡り、日本郵政グループから抗議を受けたNHK経営委員会が昨年、上田良一NHK会長を嚴重注意した問題で木田幸紀放送総局長が郵政側に出向いて会長名の事実上の謝罪文書を手渡していたことが分かった。放送部門トップの総局長が個別番組を巡る抗議に直接対応するのは異例。関係者によると木田総局長は昨年11月、日本郵政を訪問。同年7月以降の郵政側とのやりとりで、番組責任者が「会長は制作に関与しない」との趣旨の説明をした点に関し「不十分な説明だった」などと事実上謝罪する文書を渡したという。この対応を受け元総務事務次官の鈴木康雄・日本郵政上級副社長は、経営委に謝意を伝える文書を送付した。日本郵政の長門正貢社長は先月30日の記者会見で、NHK側から「少し番組の制作に偏向があるかもしれないので、とりあえず二回目の放送はしない」と伝えられていたことを明らかにした。」

[2019年10月3日(木)]

○今朝の朝日新聞に『津波火災の学校、解体か保存か 揺れる思い、迫る期限』と題する記事があったので、以下に転載させて頂きたい。「あれから8年半。津波に襲われた宮城県石巻市の小学校の保存をめぐり、地元の住民らが復興庁に事業の凍結を求める事態になっている。市が校舎を半分ほど壊し、建物の規模を小さくして保存する計画に、当初は解体を望んだ住民らが反発しているからだ。海から約1キロ離れた、3階建ての旧門脇小学校は、東日本大震災で流されてきた車やプロパンガスのボンベによる引火とみられる火災で焼けた。学校にいた約240人の児童は裏山に逃げて無事だったが、下校していた7人が津波で犠牲になった。市が2015年に実施した元の住民らへのアンケート(133人が回答)では48%(64人)が解体を望んだ。だが市は「津波火災」の貴重な建物と判断。「見るのはつらい」という住民に配慮し、長さ107メートルの校舎の中央部だけを震災遺構として残すことを2016年に決めた。ところが地元の住民らが、昨年から今年にかけて独自にアンケート(136人が回答)した結果、79%(108人)が全体保存を望んでいた。町内会長の本間英一さん(72)は「私も解体を望んでいたが、震災から8年半が過ぎ、ようやく生活が落ち着いて先のことを考えられるようになった。遺構にするなら、そのままの形で残すべきだ」と話す。一方、亀山紘市長は「住民の意向をその都度聞いていたら整備は進まない」として今月半ばにも解体作業に入る方針だ。国の復興期間は2020年度

末までで、それまでの完成をめざす。約10億5千万円を見込む整備費は国からの復興交付金が充てられるが、維持費は市が担う。市の試算では全体保存では10年間で約1億5千万円かかるが、部分保存だと6割程度に抑えられる。市長は「財政上の判断も大きい」と説明している。国は、震災遺構の交付金を出す前提に「住民合意」をあげる。住民らは8月、渡辺博道復興相(当時)に宛て「住民は了承していない」と交付金を出さないよう求める要望書を出した。だが復興庁は「市の計画を市議会も承認している」(担当者)として事業に問題はないとの立場だ。

東日本大震災の遺構をめぐるのは、各地で保存か解体かをめぐる議論が起きている。岩手県大槌町では旧庁舎をめぐる議論が続いた末、今年



震災遺構として残される旧門脇小学校。校舎の周りにはネットが張られ海岸近くでは国が復興記念公園の整備を進めている＝宮城県石巻市



焼けこげた旧門脇小学校の校舎。手前のプールには乗用車が沈んでいた＝2011年3月18日、宮城県石巻市(朝日新聞 10/8より)

1月に解体された。一度は解体が決まった宮城県南三陸町の防災対策庁舎は、20年間の県有化が終わるまでに町が結論を出すことになるなど、対応は様々だ。(署名記事)

- 同じく本日の朝日新聞社説に掲載された『関電金品受領 原発は「聖域」なのか』と題する論説を、以下に転載させて頂きたい。「関西電力がきのう、高浜原発がある福井県高浜町の元助役(故人)から首脳らが金品を受け取っていた問題で2度目の会見を開き、公表を拒んできた社内調査報告書を開示した。現金のほか商品券や仕立券付きスーツ生地、金貨、米ドル……。一度に1千万円の現金授受をはじめ、総額が1億円を超えた役員が2人。関電が「20人で3.2億円」としていた受領の中身を知り、その非常識ぶりに改めてあぜんとする。さらに、地元の有力者だったという元助役と関電、とりわけ原子力事業本部との異様な関係と、直面する問題に当事者として向き合おうとしなかった企業統治の不在もあらわになった。報告書によると、関電が原発増設などで協力を仰いできた元助役は、金品を受け取らないと厳しく叱責することが多々あった。機嫌を損ねては原発事業に影響しかねないとの心配から受け取り「返却の機会をうかがいながら個人として保管していた」とするが、理解しがたい。金品を受け取っていたのは原子力事業本部の幹部が大半で、授受は同本部で引き継がれていた。一部からは金品を会社で管理できないかと相談があったが、本部の責任者は個人で対処するよう回答。調査に対して「会社として対応すると会社全体の問題になってしまう」との声もあったという。関電は1年前に報告書をまとめ、岩根茂樹社長と八木誠会長が報酬の一部返上するなど社内処分もしたが、一連の対応を非公表としたばかりか取締役会に報告しなかった。社内の役員で情報は共有したとするが、かねて閉鎖性を指摘されてきた原発事業の実態にがくぜんとする。八木氏や原子力事業本部の幹部らは金品を受領したまま昇進を重ね、岩根氏も社長就任祝いで受け取った。報告書は「前例踏襲主義」を批判したが、経営の根幹にかかわる事態である。関電は、社外の弁護士らだけからなる調査委員会を新設し、調査の対象や時期を拡大して調べ直すと発表した。元助役は、関電の工事を受注し、関電に流れた資金を用意した地元の土木建築会社をはじめ、原発事業にかかわる複数の会社で要職に就き、関電の子会社でも顧問として報酬を受け取っていた。関電は元助役に対し、地元で発注予定の工事の概算額や時期の見通しを伝えていた。社内報告書は「実際の発注に影響はなかった」とするが、元助役や土木建築会社からの聞き取りはしておらず、新委員会での検証が欠かせない。岩根、八木両氏は引責辞任を否定する。しかし、責任は明白である。」最近はそのような悪事を働いても責任者が職を辞するということが見られなくなった。すべては安倍政権がそのお手本を示したからに違いないが、韓国にしても香港にしても、民衆やマスコミはこのような不正を黙って見過ごすことはしていない。わが国の国民やマスコミは、少しは韓国や香港を見習ってもよいのではないか。

2019年10月3日 文責：瀬尾和大